

毛呂山町商工会中小企業・小規模事業者賃上支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰のなか最低賃金の上昇等の影響により、経営不振に悩む町内中小企業等への賃上げ支援を目的として、毛呂山町商工会中小企業・小規模事業者賃上支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者をいう。ただし、営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。

2 この要綱において「従業員」とは、雇用契約に基づき賃金を支払っている者（パート・アルバイトを含む）（法人の役員及び所得税法第57条に規定する青色事業専従者を除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和7年1月1日から同年12月31日までの間のいずれかの月で賃上げ前の月と賃上げ後の月で比較をし、該当月において雇用している従業員（パート・アルバイトを含む。）（以下「従業員」という。）の月額賃金を賃上げしていること。
- (2) 従業員の月額賃金が、その時点における埼玉県地域別最低賃金以上であること。また、雇用契約が時給契約の場合は、賃上げ前後のいずれにおいても埼玉県の地域別最低賃金以上であること。
- (3) 毛呂山町が納税地であること。
- (4) 申請日までに納付期限を迎えた町税等に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、対象者のうち、次に掲げるものは、支援金の交付の対象から除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営し、又は経営に参与しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により届出を要する性風俗特殊営業者

- (3) 宗教法人、公益法人等
- (4) 令和8年1月2日以降に事業を開始したもの
- (5) 支援金の交付に係る中小企業者等の経営に国又は地方公共団体が直接的又は間接的に参画しているもの
(月額賃金の時給換算)

第4条 前条第1項第1号及び2号の月額賃金は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第3項、第4項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を適用し算定した賃金になり、実際に支払われる賃金から次の各号に掲げるものを除外したものを所定労働時間で除した金額とする。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金等）
- (4) 所定労働日以外の日での労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金等）
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び扶養手当
- (7) その他、名称に関わらず第1号から第6号に類するもの
(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 賃上げを行った従業員数が20名以上・・・・・・・・・・5万円
- (2) 賃上げを行った従業員数が10名以上19名以下・・・・3万円
- (3) 賃上げを行った従業員数が9名以下・・・・・・・・・・1万5千円

2 支援金の支給は、対象者ごとに1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする対象者は、毛呂山町商工会中小企業・小規模事業者賃上支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毛呂山町商工会長が別に定める期間内に提出するものとする。

- (1) 令和8年1月1日時点において毛呂山町が納税地であることが確認できる書類（法人の場合は履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内の証明書であれば、登記情報提供サービスでも代用を可能とする。）、個人の場合は開業届又は営業許可書の写し等）

- (2) 直近1期分の確定申告書（別表一）の控えの写し及び法人事業概況説明書の控えの写し（法人の場合に限る。）又は直近1年分の確定申告書（第一表）の控えの写し（個人の場合に限る。）
 - (3) 第3条第1項第1号に該当することが証明できる書類（法人・個人共通で賃上げ前後の賃金台帳の写し等）
 - (4) 第5条第1項の各号に該当することが証明出来る書類（法人・個人共通で従業員名簿の写し等）
 - (5) 誓約書及び同意書（様式第2号）
 - (6) 法人名義（法人の場合に限る。）又は事業主名義（個人の場合に限る。）の通帳のオモテ面及び通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し
 - (7) その他毛呂山町商工会長が必要と認める書類
- 2 商工会会員は、前項第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定により申請を受領後、関係書類の不備により振込不能等があり、商工会が確認等に努めたにもかかわらず、申請者の責めに帰すべき事由により確認ができない場合又は関係書類の補正等に応じない場合が相当期間続いたときは、最初に連絡をした日から1か月を経過した日を以て、当該支援金の申請は取り下げられたものとみなす。

（交付の決定）

第7条 前条の規定による申請書兼請求書の提出があったときは、内容を審査し、審査結果を毛呂山町商工会中小企業・小規模事業者賃上支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 支援金交付事業者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合は、支援金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項の規定によるほか、過誤払い等により交付すべき額を超えて支援金を交付したときは、その超過分について返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この支援金支給の実施に関して必要な事項は、毛呂山町商工会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。